

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリントシステム認証手順

制定：2015年6月1日

文書管理番号：CC-13-01

一般社団法人産業環境管理協会

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会（以下、「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下、「CFPプログラム」という。）において、カーボンフットプリント（以下、「CFP」という。）システム認証の手順について定めるものである。

1. CFP システム認証(新規申請)

1-1. システム認証審査

- ① CFP システム登録を行おうとする組織（以下「申請者」という）は、CFP システムを構築し、運用を行った後、協会が登録したシステム認証機関に CFP システム認証審査申請書を提出し、審査を受けなければならない。
- ② システム認証機関は、協会に申請者から受領した CFP システム認証審査申請書を送付し、申請書内容の確認を行い、審査要領等の打合せを申請者と行う。
- ③ システム認証機関は、申請者との打合せに基づき審査計画を作成し、申請者および協会に送付する。
- ④ システム認証機関は、第 1 次、第 2 次審査を行い、審査報告書を作成する
- ⑤ システム認証機関は、審査報告書をもとに機関内レビューを行い、レビュー結果報告書を作成する
- ⑥ システム認証機関は、以下の書類を協会に送付し、協会は、協会が設置するレビューパネルにおいて確認を行う。
 - ✓ CFP システム認証審査申請書
 - ✓ 審査報告書
 - ✓ レビュー結果報告書
- ⑦ システム認証機関は、⑤項の確認の結果も踏まえ、認証もしくは再審査の判定を行い、申請者に通知する。
- ⑧ ⑦項において、システム認証機関は、認証の場合は認証文書を発行する

1-2. システム登録

- ① システム認証文書の発行を受けた申請者は、以下の内容を含むシステム登録申請書を協会に提出する。
 - a) 審査を受けたシステム認証機関名
 - b) システム認証日
 - c) システム有効期間
 - d) システム認証番号
 - e) システム認証文書の写し
- ② 協会はシステム登録申請書の内容を確認し、登録の条件を満たすと判断した場合はシステム登録番号を申請者に通知し、CFP ウェブサイトに掲載する。
- ③ 申請者は、登録したシステムに基づいて CFP 算定・検証・登録公開手続きを行う。

2. CFP システム登録後の手続き

2-1. 更新審査

- ① 登録の継続を希望するシステム登録者は、システム認証機関に CFP システム更新申請書を提出し、システムの有効期間中に更新手続きを完了しなければならない。システム認証機関は、協会に登録者から受領した CFP システム更新申請書を送付する。
 - ✓ なお、CFP システム更新申請書の提出は、システム有効期間終了日の半年前から提出可能とする。
- ② システム認証機関は、初回審査と同様の手続き（1-1 の②～⑥）を行い、システムが認証された場合は認証文書を発行する。
 - ✓ その際の認証日は、更新審査の認証日、認証の有効期間は、既存の有効期限から 3 年とする。
- ③ 更新審査において認証を受けたシステム登録者は、協会に登録更新申請書を提出する。
- ④ 協会は、申請に基づいて CFP ウェブサイトの CFP システムの有効期間を変更する。

2-2. 変更審査

- ① システム登録者は、対象製品群もしくは組織の追加等の CFP システムの適用範囲等の変更を希望する場合は、システム認証機関に CFP システム変更申請書を提出し、変更手続きを行う。システム認証機関は、協会に登録者から受領した CFP システム変更申請書を送付する。

なお、システムの変更はサーベイランスもしくはシステム更新時に併せて行ってもよい。
- ② システム認証機関は、変更部分を対象として初回審査と同様の手続き（1-1 の②～⑥）を行い、システムが認証された場合は変更部分が追記された認証文書を発行する。
 - ✓ その際の認証期間は、既存の認証期間のままとする
- ③ 変更審査において認証を受けた CFP システム登録者は、協会に変更申請書を提出する。
- ④ 協会は、申請に基づいてシステムの変更点を CFP ウェブサイトに公開する。

2-3. サーベイランス

- ① システム認証機関は、認証を与えた組織に対して、システム認証機関が定めた期間に従いサーベイランスを行う。
- ② システム認証機関は、サーベイランスにおいて、少なくとも本審査と同等の審査を実施することとする。
- ③ システム認証機関は、サーベイランスの結果をサーベイランス実施報告書にて協会に提出する。

附則

本規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(改訂履歴)

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年6月1日	-	新規制定

附属書 CFPシステム認証フロー

